

習志野市都市計画道路等見直し方針（案）概要版

方針策定の背景と目的

都市計画道路は、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するため、道路として必要な空間を都市計画法により定められている都市施設であり、人や物資の移動のための通行空間としての交通機能をはじめ、市街地における土地利用の誘導、防災機能等を担っています。

習志野市の都市計画道路は、平成31年3月末現在、26路線49.49kmが計画されています。そのうち、都市の骨格を形成する幹線街路は計画延長が46.17km、整備延長は26.57km、整備率は57.55%です。未整備路線は、そのすべてが決定当初から50年以上経過しています。

都市計画道路が予定されている計画区域内にある土地は、容易に撤去できる建物以外の建築が認められておらず、一定の建築制限が課せられています。

未整備都市計画道路の中には、計画通りの道路幅員まではいかないまでも自動車等の通行機能を既に担っている道路もあることから、その必要性を確認しつつ、計画当初の必要性が低下した路線については、廃止や変更を適切に行う必要があります。

こうした中で、国土交通省では、平成12年、18年、23年の3度にわたり、「都市計画運用指針」を発出し、地方公共団体において都市計画道路の適切な見直しを行うことを助言しています。経済財政諮問会議においても、「適時適切」に見直しが進められるよう、平成29年7月、平成30年8月に、都道府県・政令市の見直しガイドライン及びガイドラインに基づき実施した見直し結果を収集し、その具体的進め方の整理等を行った「都市計画道路の見直しの手引き」を公表しています。

千葉県では、都市計画道路の必要性について、継続して点検調査を行う必要があることから、市町村が具体の点検作業を行う際の指針として、平成22年3月に「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」（以下、千葉県ガイドライン）を策定しています。

そこで、本市では平成29年度から、千葉県ガイドラインに基づき見直し検討を行い、都市計画道路等見直し方針（案）を作成しました。なお、都市計画道路以外にも、市民生活に密着した地区サービス道路として、都市計画道路を補完する機能などを有する市単独の計画道路（以下、市単道路）についても対象にして見直し検討を行いました。

見直し方針（検討結果）

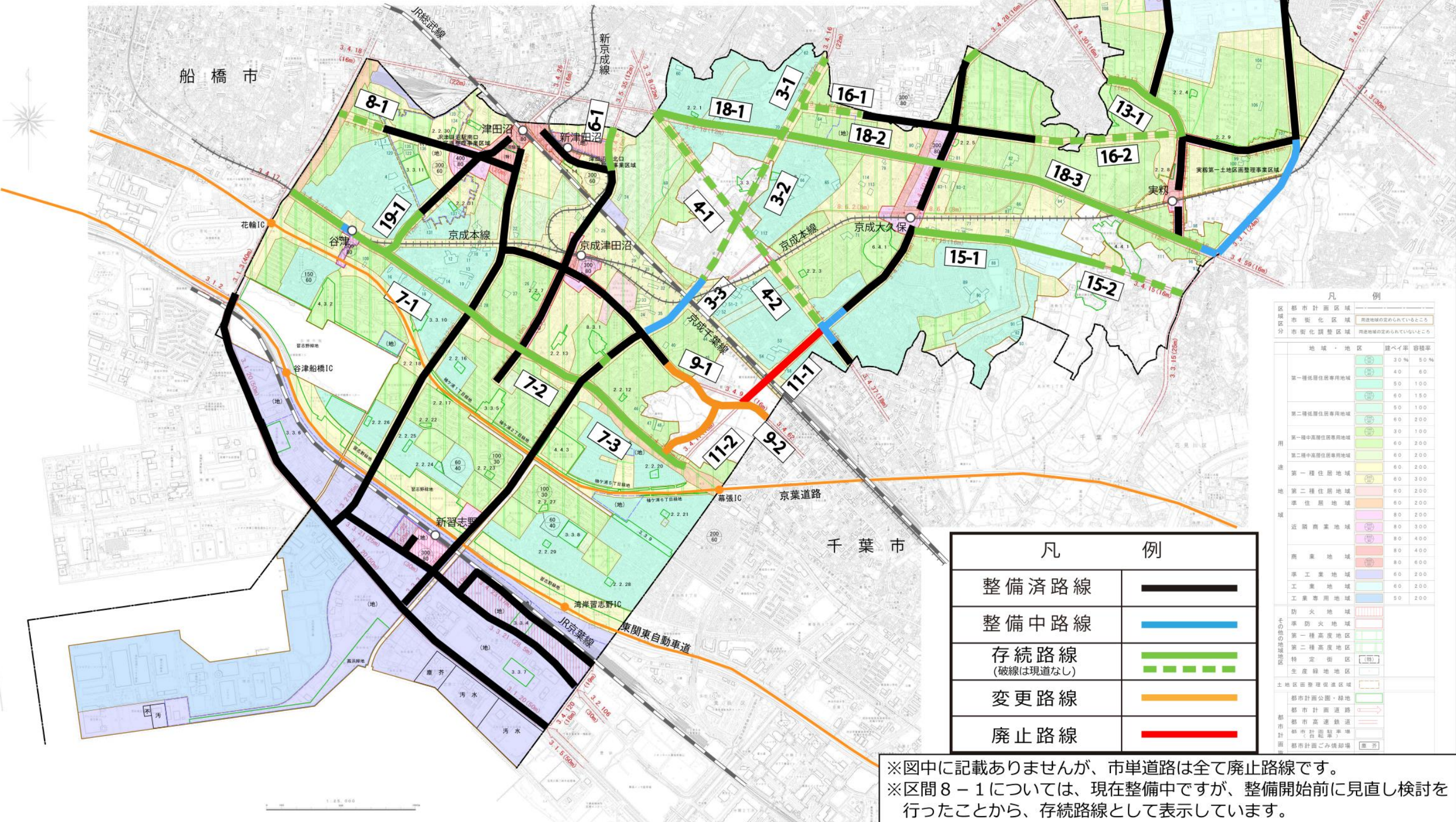
- 都市計画道路は見直し検討対象路線のうち、1路線1区間を「廃止」、2路線3区間を「変更」、10路線19区間を「存続」とします。
- 変更・廃止とした都市計画道路の沿道については、用途地域の変更についても検討していきます。
- 市単道路は未整備となっているすべての路線を「廃止」とします。今後、地域の実情に応じた道路の在り方、取得済み用地の取り扱いなどについて、継続して検討していきます。
- 国道道と重複する路線は、早期の整備に向け要望を継続します。
- 市が整備する路線は、まちづくりと整合を図りながら、より効果的、効率的な整備に努めます。
- 今後、人口動向、社会・経済状況の変化、上位計画の変更、都市計画道路を取り巻く状況の変化が想定されます。このことから、見直し方針策定から、計画の展開、評価、改善を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的に都市計画道路の見直しを展開していきます。

見直しの進め方

都市計画道路等見直し検討については、次のステップにより、「存続」「変更」「廃止」の見直し方針をまとめました。

第一段階	対象路線の選定 【対象路線】 都市計画決定（当初）から20年以上経過した未整備区間を含む本市の骨格を形成する道路（幹線街路） 【対象としない路線】 ・広域的な観点から評価する自動車専用道路 ・代替路線を持たない歩行者のための道路（特殊街路）
・見直し検討対象路線は、①決定当初から20年以上経過している自動車専用道路を除く未着手の幹線街路、②整備済み、事業中を除く未整備路線としました。 ・評価は現道との重複やネットワークの状況を踏まえ区間に分割して行いました。 ・見直し検討対象は都市計画道路12路線23区間、未整備の市単道路全路線となりました。	
第二段階	対象路線の評価 【1次評価】 ・都市計画道路を取り巻く状況の変化から計画当初の必要性が薄れていないか評価 ・整備に際して対応が難しい制約条件が無い評価 ・既にある道路で機能の代替が出来ないか評価 等 【2次評価】 ・道路ネットワークや将来都市構造を鑑み、郊外等の道路の必要性を評価 ・線形変更により、実現性や整備効果が高まる可能性があるか評価
・第一段階で決定した見直し検討路線について、一次評価、二次評価を実施しました。 ・第二段階までの結果では、都市計画道路3路線4区間、未整備の市単道路全路線が「廃止候補」になりました。また、線形を変更することにより、実現性や整備効果が高まる可能性のある2路線3区間については「変更候補」としました。	
第三段階	点検候補路線・区間の検証と見直し方針の検討 第二段階で選定した点検候補路線・区間を踏まえた将来幹線道路網を設定し、将来交通量の変化及び混雑度の状況と変化等により検証を行い、点検候補路線・区間を精査し、見直し方針を検討する
・第二段階で選定された点検候補路線、補助幹線道路に位置付けられている市単独計画道路にかかわる令和12年時点における交通量推計を行い、周辺道路の影響を検証し見直し方針を策定しました。 ・交通量推計の結果、都市計画道路を廃止すると周辺道路の交通量が増加し混雑度が悪化することから、都市計画道路3・4・15号線および都市計画道路3・4・16号線の2区間は「存続路線」としました。 ・都市計画道路3・4・11号線の区間11-1は、廃止しても周辺道路に与える影響がないと判断されることから、「廃止路線」としました。 ・都市計画道路3・4・11号線の区間11-2は、変更により周辺道路の混雑度緩和に寄与することから、「変更路線」としました。 ・都市計画道路3・4・9号線の2区間は、線形変更により整備実現性が高まり、周辺道路の混雑度緩和等に寄与することから「変更路線」としました。 ・市単道路は、廃止しても周辺道路に与える影響がないと判断されることから、未整備となっているすべての路線を「廃止路線」としました。	

都市計画道路等見直し検討結果



※図中に記載ありませんが、市単道路は全て廃止路線です。
※区間 8 - 1 については、現在整備中ですが、整備開始前に見直し検討を行ったことから、存続路線として表示しています。